

高齢者施設・介護事業所 各位

岡山市保健所 感染症対策課  
岡山市保健福祉局 高齢者福祉課  
事業者指導課  
岡山市都市整備局 住宅課

### 新型コロナウイルス感染症発生時の報告について

平素より本市の保健福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となることに伴い、感染者が発生した場合の報告について、下記のとおりとしますのでお知らせします。この取り扱いは当面の間を予定しており、変更の際は改めてご連絡します。

なお、これまで保健所感染症対策課及び高齢者福祉課へ提出していた「新型コロナウイルス感染症施設等連絡票」、「新型コロナ感染者発生状況報告書（入所施設・居住系サービス）」、「施設入所者のための基本情報チェックシート」を用いた報告は不要となります。

### 記

#### 1. 報告様式

- ① 事故報告書（入所系施設において（入居者・利用者）1名以上がコロナ陽性と判明した時点）

（参考：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007638.html>）

※介護保険施設以外の高齢者入居施設についても、報告の範囲は「岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱」に準じ、同報告書を用いて報告してください。

※保健所感染症対策課への事故報告書の提出は、コロナ陽性判明の第一報のみ（続報・最終報告は不要）

- ② 集団発生連絡票（下記基準のいずれかに該当した場合）

（参考：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000008227.html>）

#### 【基準】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### 2. 報告方法

メール（またはFAX）

### 3. 報告先

(別紙) 新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について 送付先一覧 のとおり

### 4. 注意事項

感染者が発生した場合は速やかにご報告ください。メール(またはFAX)を送信する場合は、(別紙)送付先一覧の該当する課に一斉送信してください(メールの場合は宛先またはCCを使用し、BCCは使用しないでください)。

なお、保健所感染症対策課への報告は、様式①は第1報のみ、様式②は基準に該当した時点となりますが、その他の課へは、従来どおり必要に応じて随時、事故報告書でご報告ください。最終報告は再発防止策を記入して、必ずご報告ください。

#### 【問い合わせ先】

岡山市保健福祉局保健福祉部高齢者福祉課

TEL 086-803-1231 FAX 086-803-1754

MAIL koureisyafukushika@city.okayama.lg.jp

(別紙) 新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について 送付先一覧

(○送付要 ×送付不要)

施設種別		感染症対策課	高齢者福祉課	事業者指導課	住宅課
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）		○	○	○	×
介護老人保健施設		○	×	○	×
介護療養型医療施設		○	×	○	×
介護医療院		○	×	○	×
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		○	×	○	×
有料老人ホーム	特定施設	○	○	○	×
	特定施設以外	○	○	×	×
養護老人ホーム	特定施設	○	○	○	×
	特定施設以外	○	○	×	×
ケアハウス	特定施設	○	○	○	×
	特定施設以外	○	○	×	×
サービス付き高齢者向け住宅	特定施設	○	×	○	○
	特定施設以外	○	×	×	○

【送付先】

	メール	FAX
感染症対策課	coronataisaku@city.okayama.lg.jp	086-803-1713
高齢者福祉課	koureishafukushika@city.okayama.lg.jp	086-803-1754
事業者指導課	ji-shidou@city.okayama.lg.jp	086-221-3010
住宅課	juutaku@city.okayama.lg.jp	086-803-1879